

福岡市離島に居住する妊婦の健康診査等支援費補助金交付要綱

(通 則)

第1条 福岡市離島に居住する妊婦の健康診査等支援費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目 的)

第2条 この補助金は、妊婦の健康診査又は出産に係る保健医療サービスを提供する病院、診療所等が設置されていない離島に居住する妊婦の健康診査受診時及び出産時にかかる交通費及び宿泊費の一部を補助することにより、経済的負担の軽減を図り、母子ともに健全な出産を確保するとともに、離島の振興を図ることを目的とする。

(補助事業)

第3条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、離島に居住する妊婦の健康診査受診及び出産に係る移動及び宿泊に係る事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 離島地域以外での妊婦健康診査を受診する際及び出産のために入院する際に要した往復の船賃。ただし、離島以外に里帰り等で一時的に居住している場所からの受診や入院する場合の経費は対象外とする。
- (2) 離島地域以外での出産に備え、事前に離島地域以外で待機する際に要した宿泊費。ただし、5日間を上限とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に係る実費と次に掲げる額のいずれか低い方とする。

- (1) 船賃 福岡市営渡船条例別表第1に規定する普通乗船運賃
- (2) 宿泊費 日額5,000円

(補助対象者)

第6条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 離島振興法第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域である小呂島及び玄界島に居

住し、母子保健法に規定する妊娠の届出を行った者であること。

- (2) 福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員もしくは暴排条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 本市の市税を滞納していないこと。

（補助金の交付申請）

第 7 条 補助対象者が補助金の交付申請をするときは、原則として、妊娠の届出を行った後の初めの妊婦健康診査を受診するまでに、または離島に転入した後の初めの妊婦健康診査を受診するまでに、補助金交付申請書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類のうち必要なものを添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 母子健康手帳の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第 8 条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助事業の実績報告）

第 9 条 補助対象者は、補助事業を中止した日、または出産日の翌日から起算して 6 か月目の日が属する月の月末までに、速やかに補助金実績報告書（様式第 3 号）に次の各号に掲げる書類のうち必要なものを添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 妊婦健康診査の受診日が確認できる書類（母子健康手帳又は妊婦健康診査助成券の写し）
- (2) 母子健康手帳の写し
- (3) 船賃の領収書
- (4) 宿泊費の領収書
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 10 条 市長は、前条の報告を受けた場合は、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するかどうか、補助金実績調査確認書（様式第 4 号）により調査確認し、適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に補助金確定通知書（様式第 5 号）により通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第 11 条 市長は、前条の規定により確定した補助金を補助事業終了後に交付するものとする。

(補助金の取り消し及び返還)

第 12 条 市長は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当するものと認めたときは、補助金の交付決定の取消、又はすでに交付した補助金の一部若しくは全部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 補助金の交付決定に附した条件に違反したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) 前各号のほか、この要綱の規定に違反したとき

(暴力団の排除)

第 13 条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。次項において「暴排条例」という。）第 6 条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者（第 3 項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員
- (2) 暴排条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者に対し当該申請者の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(施行の細目)

第 14 条 この要綱の施行について必要な事項は、こども未来局長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。

なお、平成 29 年 3 月 31 日以前に交付決定を行った事業については、この要綱を適用する。終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、平成 33 年 3 月 31 日をもって廃止する。

なお、平成 33 年 3 月 31 日以前に交付決定を行った事業については、この要綱を適用する。

終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、令和 5 年 3 月 31 日をもって廃止する。

なお、令和 5 年 3 月 31 日以前に交付決定を行った事業については、この要綱を適用する。

終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日をもって廃止する。

なお、令和 9 年 3 月 31 日以前に交付決定を行った事業については、この要綱を適用する。

終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。